

薬生食輸発0711第2号  
令和5年7月11日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(ベトナム産食用ゆでがに)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和5年7月7日付け薬生食輸発0707第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、食品衛生法違反の事例があったことから、本日以降、ベトナム産食用ゆでがにについては、モニタリング通知の別添 - - の1(2)イとして取扱うこととするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。